

《様式2》

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 総合政策部 危機管理担当部長付

事案番号	11312
実施事案名	松山市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する基準を定める条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>水防法の改正により、洪水時に浸水防止を図る必要がある大規模工場等の用途及び規模を国土交通省令で定める基準を参酌して、本市の条例で定める必要が生じた。</p> <p>参酌基準については、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとされているが、法改正の趣旨である、「地域における基幹産業を守る」ことから、当市においては上記の用途で、延べ面積五千平方メートル以上として条例で定めることとした。</p>
策定根拠となる法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法第15条第1項第3号ハ ・水防法施行規則第3条
政策等の案の関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する基準を定める条例（案）の概要について
審議会等の開催状況	<p>★審議会等の開催の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>●審議会等の名称 【松山市法令審査委員会】</p> <p>●審議する内容の概要</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

★意見提出期間が30日未満の期間となった理由